

(13) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成26年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

島根県松江市 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金614,860円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成26年1月9日

(2) 事故発生場所

日野郡日野町本郷地内

(3) 事故の状況

鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局所属の職員が、公務のため、賃貸借契約により和解の相手方から借り受けている普通乗用自動車を運転中、下り坂で減速するためにブレーキを踏んだところ、路面の積雪によりスリップして、道路脇斜面に衝突し、同車両が破損したものである。